

〈訪問看護ステーション 利用料金〉

令和3年4月1日～

保険種別	介護保険による訪問看護	医療保険による訪問看護
訪問看護を利用できる方	要介護者など介護保険の被保険者で、 主治医が訪問看護を必要と認めた方	主治医が訪問看護の必要を認めた方 ①介護保険の対象でない(非該当)の方等 ②介護保険の被保険者のうち、厚生労働大臣 が特に定めた疾患や症状の方等 ③急性増悪等により頻回訪問看護を要する
訪問回数	ケアプランに準ずる	厚生労働大臣が定める疾病等、急性増悪時を除き週3回まで
利用料金 (保険適応)	費用の1割～3割を負担(1単位=10円) <訪問看護費(介護保険対象)> 20分未満 313単位/回 30分未満 470単位/回 30分以上60分未満 821単位/回 60分以上90分未満 1,125単位/回 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 293単位/回 ※1日3回以上 90/100 <介護予防訪問看護費(要支援)> 20分未満 302単位/回 30分未満 450単位/回 30分以上60分未満 792単位/回 60分以上90分未満 1,087単位/回 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 283単位/回 ※1日3回以上 50/100 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例料金として令和3年9 までの間、基本報酬に0.1%上乘せになります	費用の保険割合分に応じた額を負担(1～3割) 訪問看護基本療養費Ⅰ(1回30～90分) 週3日目まで 5,550円 週4日目以降 6,550円 基本療養費Ⅱ(同一建物居住者で同一日複数者) 週3日目まで 2,780円 週4日目以降 3,280円 基本療養費Ⅲ(外泊中の訪問看護) 8,500円 管理療養費 月の初日 7,440円 2日目以降 3,000円
加算 (保険適応)	早朝・夜間加算 単位数の25% 深夜加算 単位数の50%	夜間早朝訪問看護加算 2,100円 深夜訪問看護加算 4,200円

<p>※別途任意で契約</p>	<p>初回加算（新規利用者） 300 単位 又は退院時共同指導加算 600 単位 緊急時訪問看護加算 574 単位／月 特別管理加算Ⅰ 500 単位／月 （在宅悪性腫瘍指導管理/在宅気切指導管理/ 気管チューブ使用/留置カテ） 特別管理加算Ⅱ 250 単位／月 （在宅指導酸素療法指導管理料を受けている状状態、人工肛門等設置、真皮 超える褥瘡、点滴が 週に3回ある等） 長時間訪問看護加算 300 単位／回 （特別管理加算ⅠまたはⅡの対象者のみ） ターミナルケア加算 2,000 単位 複数名訪問加算 30分未満 254 単位／回 30分以上 402 単位／回 サービス提供体制強化加算 6 単位 中山間地域等への訪問看護提加算 （区分支給限度額の枠内単位数の5%）</p>	<p>長時間訪問看護加算（週1回） 5,200 円 緊急訪問看護加算 2,650 円 特別管理加算Ⅰ 5,000 円／月 （在宅悪性腫瘍指導管理/在宅気切指導管理/ 気管チューブ使用/留置カテ） 特別管理加算(Ⅱ) 2,500 円／月 （在宅指導酸素療法指導管理料を受けている状状態、人工肛門等設置、真皮 超える褥瘡、点滴が 週に3回ある等） 退院時共同指導加算 8,000 円 （+特別管理加算の対象者の場合は、特別管理指導 加算） 2,000 円 退院指導支援加算（退院当日） 6,000 円 24時間対応制加算 6,400 円／月 難病等複数回訪問加算 2回/日の場合 4,500 円 3回/日の場合 8,000 円 訪問看護ターミナルケア療養費 25,000 円 複数名訪問加算（週1回） 4,300 円 訪問看護情報提供療養費 1,500 円／月 在宅患者連携指導加算 3,000 円 感染症対策実施加算 1,500 円／訪問30回につき</p>
<p>その他 利用料 (実費) (例)</p>	<p>1時間30分以上を超える場合 3000 円 （特別管理加算対象者以外の場合） ・死後の処置料 10,000 円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・超過利用料金(90分を越える訪問看護) 30分毎・・・・・・・・・・1,000円 ・営業日以外の時間内の利用料金 1回につき・・・・・・・・・・1,500円 ・交通費 通常の事業の実地地域以外 1キロメートル当たり・・50円 ・死後の処置料 10,000円

キャンセル料（例）	利用者の都合により、当日の利用を中止した場合、キャンセル料として、その一割の額を徴収する。ただし、利用者の体調不良等、正当な事由がある場合は、この限りではない。
その他	サービス提供に必要な費用（介護用品）・・・・・・・・・・実費

※各種保険の他、公費負担医療もお取扱いいたします。また、主治医より一時的に頻繁な訪問看護の必要があるとの指示があった場合は、医療保険での対応となります。